

平成27年5月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成27年5月13日(水)
- 2 場 所 南別館委員会室
- 3 開始時間 午後1時26分
- 4 終了時間 午後4時30分
- 5 出席者 小西委員長、赤松委員、島津委員、黒木教育長  
その他の出席者  
児玉教育部長、杉元教育総務課課長、久保田学校教育課課長、新町スポーツ振興課副課長、船越生涯学習課課長、新宮文化財課課長、堀之菌学校給食課課長、新甫図書館館長、後藤美術館館長、山下高城総合支所地域振興課課長、米澤都城島津邸副主幹、東教育総務課副課長、竹下教育総務課総括主幹
- 6 会議録署名委員 赤松委員、島津委員
- 7 開会  
○委員長  
それでは、ただいまより、5月の定例教育委員会を開催します。  
ご協力をお願いいたします。
- 8 前会議録の承認  
○委員長  
平成26年4月定例教育委員会の会議録ですが、修正したものをお配りしていますが、ご異議ございませんでしょうか。  
(異議なし)  
○委員長  
それでは、前会議録を承認いたします。
- 9 会議録署名委員の指名  
○委員長  
本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、島津委員をお願いいたします。
- 10 教育長報告  
○委員長  
それでは、教育長報告をお願いいたします。  
○教育長  
それでは、教育長報告をさせていただきますが、今日は、沢山ございまして、学校経営ビジョンのほうをご覧いただきたいと思います。  
一応、昨年度と少し様式が変わりまして、昨年度はこういうふうに横一列に縦に書いてあったのですが、横書きにさせていただきました。また、いわゆる4つの柱がございまして、ふるさと教育を、たくましい体、ゆたかな心、すぐれた知性を持ち、ふるさと教育ということで、後ろのほうに回させていただきました。それから、人間力あふれる児童の育成のところは、これは昨年度とちょっと違うのですが、人間力あふれるという言葉にしましたのは、都城市長が人間力あふれる児童の育成というふうに、いわゆる3つの宝のうちの一つが、人間力あふれる子どもたちの育成ということを主張されておりますので、それに一応合わせる形で、人間力あふれるという言葉にさせていただいたということでございます。

左中のストラテジーの話は昨年と変わりません。4つの柱も昨年と変わりません。後ろを開けていただきまして、昨年と変わるところはないのですけれども、実現のための主な取り組みということで、学校運営協議会制度、小中一貫教育の推進ということの中で、こういうことを通しながら、すぐれた知性、ゆたかな心、たくましい体を育てる教育をやっていきたいと思います。そこにあるそれぞれの項目の内容が昨年、非常に沢山書いてあったのですけれども、沢山書いてもなかなかですので、等という形で、それぞれ5つから4つぐらいに絞った形で、重点項目として挙げさせていただいたということでございます。

それからもう一つ、一番下のところに、文化と歴史のかおる文教のまち都城という文言を入れてさせていただいたということで、これを今年度1年間の教育ビジョンということで、やらせていただきたいという考えでありますので、よろしくお願いたします。

今日は、後でちょっと報告があります。私の報告はこれで一応終わりということにさせていただきたいと思っております。

○委員長

最後にまた、別にお話をいただくという予定になっております。

1 1 議事

○委員長

それでは、議事に入ります。本日は、報告12件、議案11件、合計23件です。報告第19号と20号を教育総務課長よりお願いいたします。

○教育総務課長

それではまず、報告第19号について、ご説明いたします。

専決処分した事務についてご報告いたします。平成27年度教育委員会名義後援についての報告であります。

1ページ開けていただいて、3月31日から4月27日までに、17件について名義後援を承認しております。昨年度から名義後援の基準につきまして検討をしてみましたけれども、昨年度承認した事案について、改めて検証を行ったところ、現在の規則で定められている名義後援の対象の範囲内と判断されるものであり、また、申請団体は、実行委員会、もしくは、スポーツクラブ等々、様々ではありましたが、これも規則に定めている主催者と判断されるものであります。

よって、今年度も、都城市教育委員会の名義後援に関する規則に沿って、名義後援の承認の可否を決定することといたしましたけれども、昨年度様々な疑義も出たのも事実であります。個別にやはり対応していくしかないのかなと考えております。

ただ、今年度からなのですけれども、名義後援の通知書の最後のほうに、特定の団体への勧誘を行うものでないこと。そして、この申請等で名前、住所を申し込み書に書く場合がありますので、そういう場合、知り得た個人情報をこの開催する事業以外に使用しないこととすることを新たに加えることといたしました。この加えた結果、そういう事案がもし実際発生いたしました時には、後追いになりますけれども、その事業主催者に対して指導を行うという話をとりたいと考えております。

続きまして、報告第20号の学校施設の耐震化状況及び耐震診断結果の公表について、ご報告いたします。

地震防災対策特別措置法第6条の2第2項の規定に基づき、地方公共団体は、耐震診断した建物ごと、建築物ごとに、耐震診断の結果を公表しなければならないこととされております。対象となる建物は、非木造で2階以上、また延べ床面積が200平方メートルを超える建物か、木造

で3階以上また延べ床面積が300平方メートルを超える建物となっております。

まず、2枚めくっていただいて、最初が耐震状況一覧表、その次の表です、耐震化状況説明カラー刷りのものをご覧ください。

昨年度耐震補強工事、改築等行った学校は、小学校は明道小学校校舎ほか3施設、改築は、高崎麓小学校の体育館、縄瀬小体育館の2ヶ所、江平小学校体育館は解体を行いました。中学校では、耐震補強は3校舎、改築は1ヶ所行いました。今、江平小学校の体育館は解体したというご報告を申し上げましたけれども、江平小学校の体育館に隣接している農村環境改善センターを体育館として活用することといたしましたので、小学校の体育館は、耐震補強はないということで、解体いたしました。その農村環境改善センターと校舎への渡り廊下を昨年度は設置し、子供たちの移動については改善を図ったところです。

今年度におきましては、黄色い色かけをしておりますけれども、夏尾小学校校舎を含め7施設を計画しております。

ここで、この1枚前の耐震化状況一覧表というのをご覧ください。

この耐震化状況一覧表の学校建物種別と書いてありますけれども、そこにABCDEと書いてあります。このEの欄が平成27年4月現在で耐震性のない建物ということになっておりますので、この欄の一番下、7ヶ所となっております。今説明した夏尾小学校校舎を含めて7施設という数字がここに入ってくることになります。この7棟を本年度整備を行いますので、耐震化率は100%となる計画になります。

その次以降のページにつきましては、学校の耐震化状況の説明、耐震診断等の説明に続き、小学校・中学校・幼稚園の順に詳細な一覧表となっております。学校ごとの建物として、1棟ごとに、構造、面積、建築年月、診断年度、診断の種類、Is値、補強の必要性、耐震済みかどうか、備考欄という順番で書かれております。この結果については、都城市のホームページに5月18日付で掲載いたしましたところです。

以上、報告を終わります。

○委員長

ありがとうございました。

それでは今の報告の2件について、お尋ねがありましたら、どうぞ。

○島津委員

耐震対応について、これで完璧になるということで、非常に喜ばしいことでもあります。それで、参考までにお伺いしたいのですが、小学校等、大分建築してから40年ちょっと経って老朽化しているものが多いかなと思います。これらを実際、建て替えというようなことになるのは、何年間を目途にとか、そういうものももしあれば、一応報告してほしいと思います。

○教育総務課長

現在、国の基準においては、建築物に対して、42、3年ぐらいを目途にというのが今まで出された方針ではあります。ただ、国のほうも、定期的なメンテナンスを入れたり、大規模な改造をすることによって、それを90年もたせようという長寿命化計画というものを持っているのも事実であります。それに対してのマニュアル等の具体的な案というものも提示されておりますので、都城市の場合は、非常に古い建物が多くはありますけれども、国の示している趣旨のもとに、長寿命化を図りながら、必要に応じて、改築、建て替えというような措置をとっていきたいと考えております。

○島津委員

その長寿命化といった諸々あると思いますが、やはり、40年代から50年代前半ぐらいまで

が多いと思うので、一時期にそれらが行われるという予算措置的にもかなり大変だと予想されますので、前もって、長期計画を作られておいたほうがよろしいのかなという気がいたしますので、よろしく願いいたします。

○教育部長

それについては、今、公共施設等の管理運営計画、マネジメントの公共施設、市全体の学校施設も含めた形で、今、基本方針という形で、今回、これから作っていく予定のようです。

学校校舎のように40数年経ったものについては、耐力度調査をして、そういった指数を以て、もう壊さないとどうしようもないというものについては、耐力度調査をして、今、改築していくという形になります。あとは、さっき課長が言ったように、長寿命化に向けて、年度を経過したものは、随時、15年とか10年ごとに、屋根の改修とか、色々なことに手を入れながら、長く使えるようにし、今後そういったマネジメント的な計画ができる中で、きちんと、教育委員会としてはしっかり順番づけみたいなものも作っているのですが、それとはまた、色々な財政計画もありますので、ほかの公共施設との順番、優先性も考慮しながら、今後考えていくということになると思います。

○島津委員

東京あたりで歩いていると、古い戦前からの小学校とか幾つかあるのですが、一概に古いから使えないということではないのはわかるものの、やはり、急に人口増加で建てたような建物はちょっと大丈夫かなとか、色々な個別の診断のほうもじっくりお願いしたいと思います。

○委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、報告の2件を承認させていただきます。

○委員長

議案第7号 教育基本方針の変更点については、先ほど教育長からお話がありましたとおりですが、教育施策の方向、基本計画の内容、重点事業の概要について、各課長より、また、学校教育の充実から人権の尊重までの項目に沿って、説明をお願いいたします。

学校教育課からお願いいたします。

○学校教育課長

それでは、学校教育課ですが、お手元の4ページの5番、学校施策の方向ということで、学校教育の充実についての現状課題について、まず、簡単にご説明いたします。

ご存じのように、基礎学力の低下、いじめ、不登校の問題、そして、凶悪犯罪の低年齢化、あるいは、情報化、国際化のいわゆる現代社会の急務な課題等も急速に、変化進展をしている、そういう世の中におきまして、子どもたちには、この状況の中で、しっかりした学力、確かな学力を定着させるとともに、いわゆる心の教育等も含め、知・徳・体のバランスのとれた豊かな人間性など、生きる力を培うことが大切であると考えております。

そこで、まず、教職員が児童・生徒と十分向き合える時間を確保していくと。あるいは、学校の中での学級作りや教職員の資質向上、そしてまた、学校が主体となって、地域社会としっかり協働しながら進めていくというような対応が必要になってくるかと思えます。

そこで、本市では、都城市学校教育ビジョンということで、たくましい体、ゆたかな心、すぐれた知性を持ち、ふるさと都城を愛し、本年度変えたのですが、人間力あふれる児童・生徒の育成ということを新たに目標に掲げ、全55校で、特に、学校運営協議会、そして、小中一貫教育等を手段としながら、その充実に取り組んでいきたいと考えているところです。

以上が現状課題、そして、基本方針等になりますが、あわせて、10ページになりますが、学

校教育充実ということで、基本計画になります。

心の教育の推進、そして、2番の教育内容の充実、4番の地域に開かれた学校づくりの推進ということで、学校教育の充実に努めていきたいと。特に、心の教育については、命の大切さ等を中心に、いじめ、不登校、非行等の児童・生徒の心の問題にも対応していきたい。

教育内容の充実につきましては、先ほどありましたように、確かな学力ということを含めて、教職員の研修等を支援し、指導方法の工夫改善を推進して、学力向上を図っていく。あわせて、情報化、国際化等の時代の流れに応じた教育の推進をしていきたい。さらに、特別支援教育等においても、その支援体制の充実に努めていきたいと考えております。

そして、4番目が、先ほど申し上げましたように、地域に開かれた学校づくりということで、都城市学校運営協議会、3年目になりますが、これをしっかりさらに充実させていきたいと考えております。

そして、最後になりますが、15ページの重点事業につきましてです。教育内容の充実につきまして、今年度、重点事業として3点上げております。

まず1点目がエキスパートスクール事業、これにつきましては、先ほどの都城市学校教育ビジョンの4つの視点において、学校全体での取り組みというものをまずコンペティションをして、優秀な取り組みについては、表彰をします。その取り組みを各学校にも広げていくという取り組みであります。昨年度平成26年度は、参加校が8校でしたので、今年度はぜひ2校は増やして10校を目標に、各学校に呼びかけていきたいと思っております。

2番目、学校運営協議会制度推進事業につきましても、先ほどもご説明しましたように、3年目を迎えております。初年度からするとかなり定着してきているのではないかなと思っております。今年度は特に、学校を支援する組織、いわゆる実動組織と呼んでおりますが、その組織率を昨年度61%でございました。これをさらに上げて、全体の75%がそういう支援ができる組織を作ってもらおうということを目指して頑張っていきたいと思っております。

最後になりますが、3番目、学校図書サポーター配置事業です。これも市長のマニフェストにもありますが、図書館サポーターを本年度18名、小学校38校に配置をするということで、これも着実に成果を上げてきております。さらに、今年度は、週1回図書館を利用する児童・生徒の割合が、昨年度は65%ということでしたが、これを70%以上を目標に、サポーターの研修等を通して、充実をさせていきたいと考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

#### ○委員長

ありがとうございました。

それでは、学校給食課お願いいたします。

#### ○学校給食課

学校給食課でございます。それでは、学校給食課の教育基本方針についてご説明をいたします。

4ページをご覧くださいと思います。

近年の子どもたちの栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、また、過度の痩身指向などの食生活の乱れが広く指摘をされているところでございます。このため、食育は、知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置づけられておりまして、その重要性がますます求められているところでございます。

学校給食課の役割としましては、おいしくて、安心・安全な学校給食の安定的な提供というのが第一の目的ではありますが、生涯を通じた健康づくりを推進するため、食育の推進にも努めてまいりたいと思っております。

続きまして、10ページの基本計画の内容といたしましては、安心・安全な学校給食のため、衛生管理の徹底はもちろんであります。また、安定的な学校給食の提供のため、計画的な設備の修繕や調理器具等の更新も行っております。また、児童・生徒を対象とした学校給食の施設見学を通じまして、学校給食に対する理解と関心を高めるとともに、毎月、各戸配布しております給食だよりを活用し、第三日曜日の家庭の日に、家庭で簡単に作れるメニューを紹介し、子どもたちが食についての意識を高める取り組みを推進していきたいと考えております。さらに、児童・生徒の食生活の乱れが深刻化する中、学校栄養教諭による各学校での食育に関する授業を充実し、児童・生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう努めてまいります。

最後になりますけど、16ページから17ページの重点事業といたしましては、まず、16ページからの学校給食センター施設整備事業であります。これは、年次的に各学校給食センターの設備の修繕や古くなった調理器具等の入れ替えを行い、安全・安心な学校給食を安定的に提供するものであります。

計画内容の主なものといたしましては、都城学校給食センターの氷蓄熱ユニットの修繕、山之口・高崎両学校給食センターの蒸気配管取替修繕、高城・山田両学校給食センターのフードスライサーの入れ替え等でありまして、3,169万円の予算を計上しております。

次に、17ページ上段の学校給食環境整備事業であります。これは、山之口学校給食センターに男子職員の休憩室の新設並びに外来用のトイレの修繕を行い、職場環境の改善を図るものであります。休憩室の新設に3,577,000円、トイレの改修に1,398,000円、合計4,975,000円を予定しております。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

教育総務課お願いいたします。

○教育総務課

それでは、4ページをご覧ください。

施設整備の更新の下から7行目からに書いてあります、8行目からになります。安心・安全な学校運営のため、計画的な学校施設の整備及び適正な環境づくりを確保し、適正な学校運営を行うことを基本方針としております。基本計画の内容は、10ページをご覧ください。学校施設整備に関しましては、まず、耐震性の確保を進めてまいります。今年度ですべての施設の耐震化を終了する計画であります。今後は、非構造部材の耐震化、校舎改築、大規模改造等を計画的に進めてまいります。

続きまして、17ページをご覧ください。教育環境の設備の充実ですが、まず、公立学校施設整備事業についてです。校舎、体育館の老朽化に伴い、改築大規模改造及び耐震補強することにより、機能の向上及び安全性の確保を図るものです。文部科学省が発表した学校施設の耐震補強マニュアルに示されている構造耐震指標  $I_s$  値0.7以上の耐震性能を有する学校施設とし、安心・安全な教育環境を整備してまいります。平成27年度末で耐震化率は100%となる見込みであります。

まず、公立学校施設整備事業をご説明します。

上長飯小学校は、東側の校舎の大規模改造を行うものです。夏尾小ほか3校は、校舎の耐震補強工事を行います。東小学校は北側の普通教室等を本年度と来年度2ヶ年事業として校舎改築を行います。今年度は解体工事を行い、来年度が建設工事となる計画です。予算の総額は1,077,198,000円になります。

続きまして18ページをご覧ください。

学校プール改修事業です。プールの改修により、児童の安全確保と教育環境の充実を図ってまいります。本年度は、山之口小学校プールの改修工事を行い、予算は39,600,000円となっております。

次に、校舎防水事業です。

経年変化により、防水機能が低下し、校舎本体の劣化の原因となる校舎等については、年次的に防水工事を行っております。今年度は、麓小学校の屋体、沖水中の校舎の屋根改修工事を行います。総額は18,500,000円です。

次に、学校運動場改修事業です。

機能低下している運動場の整地、排水機能の整備等を行うものです。沖水中学校の運動場改修工事を行う計画としております。この改修工事は、平成26年度の事業として計画していましたが、国の補助金の決定が昨年度末となり、明許繰越をして本年度改修工事に着手いたします。昨年度は設計のみを行ったところです。予算金額は43,200,000円です。

次に、19ページをご覧ください。

非構造部材耐震化事業です。

近年の地震による被害は、壁や天井の崩落など、いわゆる非構造部材の被害も多く報告されています。その状況を踏まえ、文部科学省制作のガイドブックを活用し、点検、改修を進めております。本年度は乙房小、妻ヶ丘中学校の屋体の非構造部材改修を行う計画で、総額は21,872,000円となっております。

最後に、公立学校施設整備事業として、小学校5校の図書室に空調設備を設置いたします。このほかにも、耐震補強工事とあわせて、夏尾小、石山小、有水中の図書室にも空調設備を設置する計画です。計画的に小・中学校の図書室等に空調設備を設置しておりましたが、本年度は事業の前倒しを行い、小学校の図書室は100%整備されることになります。中学校においても、平成29年度までには100%を目指す計画としております。

以上で説明を終わります。

#### ○委員長

ありがとうございました。

続いて、生涯学習課をお願いいたします。

#### ○生涯学習課

生涯学習課につきまして、基本計画の方向性としましては、生涯学習、社会教育の充実と人権の尊重の2つを大きな柱としております。資料のほうは、まず、5ページのほうをご覧くださいと思います。こちらに生涯学習、社会教育の充実について記載されております。この中で、まず、生涯学習に対するニーズの多様化から、生涯学習の果たす役割は大変重要になっております。このことから、今年度も引き続き、地区公民館等の社会教育施設の充実や生涯学習環境を支える人材の育成、発掘、また、学習成果が地域づくりに生かせるような仕組み作りを構築することを一つの教育方針としております。

また、地域防災や雇用など、さまざまな地域課題がある中で、社会教育への期待感がある一方で、これまで地域に根ざしてきた社会教育関係団体につきましては、組織力低下といった問題がございます。このことから、今年度も引き続き、地区公民館の役割の研究、さらに、社会教育関係団体の振興や地域活性化、人的ネットワークの形成、促進を図ることを二つ目の基本方針としております。

また、青少年の健全な育成につきましては、子どもたちを取り巻くさまざまな教育課題につい

て、学校教育だけでは難しいという状況がありますので、学校と家庭、地域が一体となった対応が必要になっております。このことから、地域の子供たちは地域で守り、育てることの意識形成、学校、家庭、地域が連携した教育の取り組み、そして、家庭教育力向上を図ることを三つ目の基本方針としております。

以上の基本方針に基づきまして、資料では11ページのほうになりますけれども、基本計画としまして、1 生涯学習の機会と施設の機能充実、2 社会教育の充実、3 青少年の健全育成の3つの柱をもとに、それぞれ本年度も重点事業を含めた各事業に取り組むものでございます。

続きまして、人権の尊重についてご説明いたします。

資料のほうは9ページになります。

人権問題につきましては、同和問題をはじめ、さまざまな人権問題が存在しております。また、最近では新たに、インターネットによる人権侵害といった問題も発生しております。市民の皆様にも人権尊重の正しい理解や実践する態度が十分定着しているとはまだまだ言えないような状況でございます。このことから、今年度も引き続き、宮崎県人権教育啓発推進方針に基づきまして、啓発活動や学習機会づくりに努め、市民一体となった人権意識の高揚を図ることなどを基本方針としております。この基本方針に基づきまして、資料では14ページのほうになりますけれども、基本計画としまして、1 人権学習の推進、2 人権啓発推進体制の強化、3 人権啓発活動の推進の3つを柱に、色々な取り組みを行うものでございます。

続きまして、重点事業についてご説明いたします。

資料のほうは20ページのほうになります。重点事業につきましては、生涯学習、社会教育の充実の基本計画の3つの柱に基づきまして、取り組むものでございます。このうち、生涯学習の機会と施設の機能充実につきましては、コミュニティセンター管理運営費事業について行うものでございます。これは、コミュニティセンターの管理運営につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、業務を委託しております。今年度から平成31年度までの5ヶ年につきましては、前回の委託先である株式会社文化コーポレーションに引き続き委託することにしていきます。平成27年度の成果指標につきましては、平成26年度に実施した施設利用者の満足度調査をもとに、さらなる市民サービスの向上を目指し、平成27年度はいずれも満足度80%以上を目指します。また、施設利用団体につきましても、平成26年実績の2.6%増の3,100団体の利用を目指すものでございます。このほか、社会教育の充実、または青少年の健全育成につきましても、昨年度に引き続き、重点事業として取り組むものでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長

ありがとうございました。

次、図書館お願いいたします。

○図書館長

4ページをご覧ください。基本方針の報告ということで、市立図書館は市民に情報、知識、教養などを提供する社会教育及び生涯教育の拠点施設として役割を担っています。平成23年4月から図書館窓口業務をNPO法人に委託開始しており、図書館サービスのより一層の向上が期待されております。また、合併による地域の拡大に伴う市内均等のサービス展開も課題となっております。現在、遠隔地の利用者のための移動図書館車くれよん号を巡回させ、図書館の充実を図っており、各地区も図書室の連携を深めております。平成25年度に図書館を中心市街地に移転する計画が発表されました。新しい図書館には情報発信の拠点としても期待されており、多様化、高度化する市民ニーズに対応できる図書館づくりが求められています。

基本方針として、1 市民に役立つ図書館として、より一層の図書館指導の充実を読書活動を推進します。また、生涯学習、社会教育、そして、情報発信の拠点として、多様なニーズに対応できる図書館機能の整備充実を図ります。同時に、市内全域で同じサービスが受けられるように、図書サービスのネットワークを構築します。

引続き、11ページをご覧ください。基本計画の内容としまして、図書館サービスの整備、充実ということで、図書館資料及びリファレンス機能の充実に努め、まちづくりの拠点機能など備えた図書館づくりを進め、さらに、図書館サービスについて、市民との協働も図ります。また、文化・読書活動を推進するために、読み聞かせ活動の支援、読書感想文コンクールや講演講座を開催いたします。

12ページに入ります。誰でも、いつでも、どこでも図書サービスを受けられるように、図書館分館等の設置をはじめ、移動図書館ひばり文庫団体貸出等の活用、学校図書館との連携により、市全域にわたる図書サービスネットワークを構築します。

続きまして、23ページをご覧ください。重点事業について説明いたします。

まず、15番の図書館利用支援事業として、図書館まつりを2部構成で実施いたします。9月に読書推進企画展及び講演会を、12月に図書ふれあい広場を開催いたします。成果指標として、ふれあい広場については、前年度一割増を目指します。16番の富松良夫創作詩コンクール事業です。富松良夫の市民認知度を高めるために、創作詩を募集、表彰いたします。成果指標としては、昨年度の二割増が目標です。

引き続き24ページになりますけれども、17番、はじめての読み聞かせ講座事業ですが、こども課が主催する4ヶ月児健康相談時に実施します。成果指標として、参加保護者にアンケートを行い、読み聞かせに対する意識の向上を図ります。

以上で説明を終わります。

#### ○委員長

ありがとうございました。

続いて、スポーツ振興課お願いいたします。

#### ○スポーツ振興課

資料の17ページをご覧ください。教育施策ですが、スポーツ振興課においては、項目として、スポーツの振興を上げております。現状の課題として、文部科学省から、健康や体力に対する意識組みと8割以上が自分は健康であると考えており、65歳以上の2割が健康に不安を感じています。スポーツに親しむことで、健康になることが重要であり、そのための環境整備が課題となっております。その課題解決のために、ソフト面では、スポーツ情報の充実や指導者の育成と活用等に取り組む必要があり、今年度は夏季巡回ラジオ体操を7月25日、土曜日に開催予定です。みやこんじょ弁ラジオ体操を活用し、スポーツに親しむきっかけ作りになればよいと考えております。

また、体育協会を中心に、加盟団体の組織の充実や指導者や選手の育成と資質の向上を図っていきたくて考えております。ハード面では、屋内、屋外のスポーツ施設の老朽化や駐車場不足が課題となっております。既存の施設の有効活用を図りながら、今後、年次計画に沿った整備に取り組んでいきたいと考えております。

基本計画の内容について、12ページに列記してありますが、①生涯スポーツの振興、②競技スポーツの強化、③スポーツ環境の整備を柱にスポーツ振興を進めていきたいと思っております。

重点事業の概要についてですが、25ページをお開きください。体育施設維持管理費、指定管理費についてですが、早水、都城、山之口、高崎の各運動拠点施設及び各地区の体育施設14ヶ

所の計18ヶ所の施設管理を指定管理者制度により、団体に委託をしております。指定管理者制度を導入することにより、拠点施設においては、専門的かつ高度な管理運営を行うことができる地区施設においては、地区住民の活発な利用が促進され、住民自治意識の向上、地域協働の推進等が期待できるものです。

その下の19番、都城市体育協会運営費補助事業についてですが、体育協会の事務運営費、自主事業実施経費、選手派遣費、種目級育成費等を保障するものです。

24ページをお開きください。上段のほう、市民広場整備事業についてですが、平成27年度、本年度ですが、鷹尾市民広場ナイター照明設備の改修を考えております。機器等の老朽化のために、ある程度危険性が考えられるために、全改修を図るためのものがございます。下のほう21番、早水公園体育施設整備事業ですが、スポーツ整備ビジョンに基づき、拠点施設である早水公園内に弓道場、サブアリーナ、武道場等を整備することで、各種大会の誘致を積極的に行うことが可能となるためのものです。本年度は、建築敷地の造成、排水設備の整備、弓道場整備を行う予定であります。

次は27ページをご覧ください。上段、地区体育施設耐震改修整備事業ですが、本年度は、耐震補強、大規模改修設計委託を考えております。姫城地区の勤労青少年センター耐震診断結果に基づいて、補強と大規模改修に伴う整備を行うものです。下のほうの23番、耐久施設整備事業、山之口運動公園体育館改修についてですが、本年度は、耐震補強、大規模改修設計計画を行う予定でございます。

28ページをご覧ください。体育施設整備事業、高崎総合公園総合体育館改修についてですが、平成27年度ということで、耐震補強、屋根の改修工事及びトイレ改修及び公共下水道敷設の工事を行うものです。本年度で完了ということになります。

以上で説明を終わります。

○委員長

ありがとうございました。

高城総合支所の地域振興課お願いいたします。

○高城総合支所地域振興課

高城地域振興課について説明いたします。

ただいま教育課長の基本計画の内容につきましては、スポーツ振興課のほうで説明いただきましたので、省略いたしまして、重点事業について説明いたします。

28ページをお開きください。スポーツ振興の中のスポーツ環境の整備充実ということで、4事業を上げております。No.25は、高城運動公園等の維持管理に関して、住民サービスの向上や経費節減を目的に、指定管理制度による管理委託を上げております。事業期間は3年の最終年度でございます。No.26でございます。高城勤労青少年ホール吊り天井構造部材改修工事ですが、平成26年度に実施しました当該体育館の構造部材等点検を受けて改修するものです。本年度中に完了予定となっております。

次29ページをご覧ください。高城運動公園総合体育館改修事業です。当該体育館におきまして、平成26年4月に発生いたしました人身事故を受けまして、床、天井、内壁、外壁、屋根等の大規模改修を実施するものです。これも本年度中の完了予定となっております。No.28は、高城運動公園多目的広場天然芝生改良事業でございます。雨天時に水たまり等ができること、排水機能が低下したことによりまして、利用者に大変ご不便をおかけしておりました。このため、環境排水設備を整備しまして、利用者が快適に仕様できることを目的に、改良事業を行います。これも本年度中の完了予定としております。

以上、基本事業でございますが、成果指標につきましては、本年度いずれも改修工事の影響で利用者の制限を行っておりますことから、少なめの成果指標となっていることをご了承いただきたいと思っております。以上です。

○委員長

ありがとうございました。

続いて、美術館お願いいたします。

○美術館長

教育施策の報告につきましては8ページをご覧ください。地域の芸術文化への意識を深めることを柱としまして、特別企画展の開催、公募展である市美展の開催などを通しまして、作品鑑賞の機会を作るということと、作品発表の場を提供し、地域の芸術文化の向上を図ることを目的にしております。課題としましては、小規模な施設でありますので、実習等、ワークショップ等を行うようなスペースの確保等がなかなかとれないというものと、老朽化に伴います施設改修等が今後の課題になると思っております。

続きまして、基本計画の内容ですが、資料の13ページをご覧ください。地域の芸術文化の振興と芸術を創造する人材育成ということを目標にしまして、市美展の開催を計画いたします。市美展は、昭和28年に第1回展が開催されてから今年度で62回目を迎え、歴史のある公募展として、都城圏域の文化の向上に貢献しております。また、美術愛好家への発表の場を提供するというので、展示室の一部を市民ギャラリーとして貸し出しをしております。今年度は26団体が利用の予定となっております。それから、収蔵作品を市民へ広く公開するというので、年4回の収蔵作品展を開催しております。現在、5月10日で、第2回目の収蔵作品展を終了しまして、展示替え作業中ですが、5月26日からプレイバックパートⅡ 戦後70年の美術を振り返るシリーズを1970年代から1980年代に注目し、その当時に制作された都城ゆかりの作家の作品を中心に紹介します。

続きまして、重点事業なのですが、資料の30ページをご覧ください。

特別企画展事業なのですが、日韓近代美術家のまなざし 朝鮮で描く展を開催いたします。会期は、平成27年10月23日から12月26日の予定です。全国の公立美術館で組織しております美術館連絡協議会との共同企画ということで、都城市立美術館を含め、6館による巡回展となっております。成果指標としましては、入館者5000名、鑑賞者のアンケートA評価70%以上としています。

次に、新市合併10周年を記念いたしまして、島津邸との合同企画展を行います。会期は、平成28年1月5日から2月28日を予定しております。都城島津の絵師から現代までと題しまして、島津家との共通のテーマによります、美術館のほうでは、近現代の作品に焦点をあて、島津時代の絵師からの流れの系譜をたどるような展示内容としたいと思っております。両館の共通のチケットを作成するなどして、相互の利用促進を図りたいと思っております。成果指標としましては、入館者2500名、鑑賞者のアンケートのA評価70%以上を目標としております。

続きまして31ページが市美展事業ですが、これは基本計画の内容の中で申しあげましたが、本年度は会期が平成27年9月19日から10月4日までということで、平成25年の60回展から募集要項の内容を一部見直しをしまして、これまでの部門にこだわらない審査及び展示ということでつけております。3年から5年ぐらい検証をし、修正を加えながら新しい形を構築していく予定にしております。成果指標としましては、入館者数3000名、出品者数350名、出品数400点、出品者及び鑑賞者のアンケートのA評価70%以上を目標としております。

続きまして、作品収集事業ですが、作品収集につきましては、予算配分が隔年度で予算措置に

なっております。今年度は収集予算がない年なので、寄贈の申し出があった場合のみに収集委員会を開催して、収蔵するかどうかの協議をしていただくという形になっております。予算で597,900円は、調査旅費等を組み入れております。成果指標としましては、2年間、2点から3点程度の作品収集ということで、考えております。以上です。

○委員長

ありがとうございました。

それでは文化財課からお願いいたします。

○文化財課

それでは、文化財課のほうで、歴史と地域文化資源につきまして、ご説明いたします。

最初の教育施策の方向性、それから計画内容につきましては、島津邸とあわせて説明させていただきます。

都城市には、地域に根ざした沢山のすばらしい史料や遺跡等の歴史的な資源があり、様々な事業が行われておりますが、まだまだ生かされていない現実という現状がございます。歴史資料館や島津邸を活用しながら、将来を担う子供たちをはじめ、多くの市民に知ってもらうためにもさらなる方策が必要となっております。そのため、都城島津家史料やこのほかの文化財を積極的に活用した地域づくり並びに郷土の歴史学習並びに市民交流を推進してまいりたいと考えております。

基本計画の内容につきましては、郷土歴史副読本「都城の歴史と人物」の出前事業など、さまざま場で活用し、市民との協働による博物館活動の推進を図り、郷土の歴史を伝え、郷土に対する愛着を深めてまいります。また、文化財の調査、把握と検証に努め、発掘した出土品の公開及び直接触れる機会を作り、国指定史跡大島島田遺跡の公園整備、島津家史料の公開、島津家の歴史資源のネットワーク確保により、文化遺産の活用と保存を図ってまいります。

次に、重点事業につきまして、文化財課と島津邸それぞれで報告をさせていただきます。

まず、地域郷土の歴史を伝え、郷土に対する愛情を深める事業につきましては、1点ございます。郷土歴史の相互活用事業でございます。これは、毎年、小学校6年生に上がる子供たちに対しまして配布をしております郷土歴史副読本を配布している事業でございます。今年度は、4月の初めに既に配布をいたしておりまして、1,590冊を配布いたしました。これによりまして、子供たちの郷土の歴史、文化、偉人について学ぶことによって、郷土の理解を深めることにより愛郷心を深めてもらうことを目指しております。平成26年度は70.9%でありましたけれども、今年度は75%ほどの活用率を目指しております。これにつきましては、毎年、アンケート調査、利用状況アンケート調査を実施しておりますので、これについては後ほど報告をさせていただきたいと思います。

2番目、文化遺産の活用と保存につきましては、埋蔵文化財保存活用整備事業は、これは、毎年実施しておりますが、出前事業等を通しまして、出土品を直接子供たちに触れていただく。そして、一般市民の方にも埋蔵文化財について理解を深めていただくということで実施している事業でございます。平成26年度は6,451人でしたが、今年度は年間6,500人を目指しております。年々、小学校、中学校で取り組んでいただいている学校も増えてきているところでございます。

最後に、大島島田遺跡保存整備事業でございます。

平成26年度は保存整備実施設計書を作成いたしまして、盛土工を実施いたしました。今年度は、その盛土の上に、芝生広場等、具体的な工事を始めてまいります。全体の事業の45%、今年度終了する予定でおります。大島島田遺跡整備事業につきましては、都城市では初めての国の

公園整備事業となっております。以上で、文化財課の説明を終わります。

○委員長

ありがとうございました。

次は、都城島津邸お願いいたします。

○都城島津邸

都城島津邸のご説明を申し上げます。

先ほど文化財課のほうからご説明ありましたとおり、教育施策の方向性等については、先ほどのご説明のとおりでございます。

重点事業の概要のほうをご説明申し上げます。

33ページから35ページにかけまして、3つの事業を掲げてございます。

まずは、展示会の開催事業でございます。それは、特別展の開催事業でございますが、例年秋に行っております展示会でございますが、本年度は江戸時代の地図作成と地誌編さん事業と題しまして、江戸幕府、徳川幕府の地誌編さん事業、そして、地図の編纂事業と薩摩藩都城の編纂事業をタイアップさせて展示紹介するというところで、計画いたしております。

めくっていただきまして、34ページ、37番の合併10周年記念美術館、都城島津邸合同展開催事業でございますが、こちらにつきましては、先ほど美術館のほうからの説明のごございましたとおり、合同で行われるものでございますが、島津邸のほうでは、江戸以前の薩摩藩、都城の絵師の系譜を紐解く展示会という感じにする予定でございます。ここにございまして、室町時代の雪舟の水墨画等も借用してまいりまして、展示の内容を構成していくという計画で進める企画となっております。

そして飛びまして35ページをご覧くださいと思います。都城島津邸本宅写真展開催事業でございます。こちらにつきましては、都城島津邸の集客力のさらなる向上、そして、都城島津邸のさらなる全国への発信という目的のもとに、本市のご出身であります写真家俳優の永瀬正敏さんの写真展を開催するものでございます。

そしてその下でございますが、都城島津邸庭園修復事業につきましては、開館以来、悪天候等によりまして土砂の流出、または斜面の崩落の危険性というのが出てきております。それに伴いまして、その食い止めを行うというための修復を行う事業でございます。これにつきましては、今年度中に、今秋以前に工事を終わらせたいと考えているところでございます。

島津邸からは以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

以上で説明をいただきましたが、何かご質問がありましたらお願いいたします。

○島津委員

個別重点事業のところ、ちょっとお尋ねいたします。これは教育総務課のほうで、山之口小学校のプールの7番についてお伺いなのですが、始期不明で平成31年度ということで、27年度からすると延べ5年間ということですけど、ややプール改修というのについては長い期間を要するようなイメージを受けるのですが、このようなスケジュール感なのでしょうか、普通は。

○教育総務課長

この事業時期の表示、考え方なのですが、主に小学校のプールの改修を進めておりましたので、設計と工事、設計と工事という形で、それぞれ1校ぐらいつつ、計画的に進めておりますので、山之口小学校だけの話ではなくて、山之口小学校だけに限れば、昨年度に設計をして、今年度工事をします。そしてまた別の小学校の設計を、今年はちょっと入っていないのですが、

次年度以降行って、また改修するというように読み取っていただければと思います。

○島津委員

わかりました。

幾つかのところとダブル、さまざまなところ、わかりました。

○教育総務課長

学校全体のプール改修事業ということです。

○島津委員

これはそうすると、全小学校が対象という。わかりました。ありがとうございます。

○教育総務課長

それが終わる頃には、また一番最初というような区間になってきます。

○島津委員

了解しました。

○教育長

今の島津委員の関連ですが、始期、始める時期は不明と書いてありますが、どういう理由、どういう意味なのですか。

○教育総務課長

主要事業計画のシートにあるものと、リンクして重点事業の表が作られております。年次的に、計画的に、プールの改修は行ってきております。ある年度から急に始まったということではないということで、事業として、一つで成り立っているわけではなくて、必要に応じてずっと改修は継続してきています。この事業自体が、では何時とかいうような定義づけとしてはないけれども、計画的には実施されてきています。

○教育長

これは、いつ始まったかは資料を調べればわかることですか。この始期不明、始まる期が不明というのは、この事業そのものがいつ始まったかがわからないという意味ですか。

○教育総務課長

そうですね。最初の改修をしたところをたどっていけば、わからない話ではないかもしれないですけれども。

○委員長

よろしいでしょうか。

○教育部長

重点事業として上げる場合には、例えば、小学校のプールはいつからいつまでかかりますよとか、どういう形で表示したほうがよければ、委員の先生方がこういう形でと示していただければ。プール改修事業とか、運動場改修事業というのは、ほかの小学校ができたところからずっと昔から、永遠と続いているわけでありまして、どこからどこまで始まったのかというのは、不明な部分もあって、いついつ終わるというのも難しい場合で、表示の仕方がなかなか、プール改修事業も平成31年になっておりますけれども、ただ先ほど課長が申し上げたように、一応、平成31年度で大体小学校のプール改修は終わるのですが、次にまた出てくるかもしれないということですので、一応、終了年度は平成31年度予定という形で、この事業自体こういう計画、終了年度だけ書いて、あとは、山之口については、何年度にしますとかいう表示の仕方を重点事業については、表示の仕方を統一していったほうがよりわかりやすかったのかなと思いました。その辺は、ご意見があればおっしゃっていただければ、また、今後修正していきたいと思います。

○委員長

今、現状の説明がありましたので、そのことについては理解をいただいたと思いますが、どのような明示がいいかということは、また後に提案していただいたらよろしいでしょうか。では、今の意見はそのようです。どうぞ。

○赤松委員

ちょっと、理解していない部分がありますので、教えてくださいませんか。

公立学校施設整備事業、整備計画というものの中に、耐震化の工事を進める事業もあり、非構造部材耐震化事業もあり、空調設備をされる事業もあるみたいに聞かせていただいたのですが、この公立学校施設整備計画そのものは、具体的にはどんな計画で、進められていっているのか。先ほど一部はご説明いただいたのですが、教えてくださいませんか。

○教育総務課長

現在持っている計画としては、改築年度の古い順にという形で、改修、もしくは改築というものをするという計画を持っております。それとあわせて、色々な事業、例えば、空調だったり、非構造部材だったりという事業もリンクしておりますので、一個一個を個別的に計画を立てながら、それぞれを一体としてやったほうが効率的に進めることに関しては、改築をしながら非構造部材をすとか、そういうふうに事業としては合わせた形で、学校としてもストレスが少ないように計画を立てております。

今後は、先ほど部長が申し上げましたように、公共施設の管理計画、市全体の箱物を今後どうするかということも含めて、どうするかということの計画が作られますので、そして、もう一つは学校の適正化計画、このあたりがリンクされて、学校の施設整備という全体的な計画をもう一度また再構築しなければならないと考えております。

○教育長

関連して、私の見落としかもしれないですけども、17ページの6のところの事業期間の書き方、先ほどの期間と関係しますが、期間の書き方が平成27年度になっています、けど上の上長飯と東小学校の改築は平成28年度の7月竣工予定ですので、事業期間が平成27年度となっているのは、耐震はみんな27年度に終わっちゃうのだけでも、それ以外は続くわけですよね。そうすると、この27年度という意味は、何をさしているのか、予算の執行の事業期間が27年度という意味なのか、その辺の書き方の統一性がちょっとわからないということです。先ほどとちょっと関連するものもあります。そうするとこれは、計画では平成28年度までずっと続くと書いてあったけれども、予算の執行が平成27年度でこれだけしか執行しませんよという意味なのか、わかりにくいのです。その点をまた整理して、いただきたいと思います。

○教育総務課長

全体ですべての事業に関しての事業期間をまず表現の仕方の見直しをしたいと思います。

○委員長

よろしく願いいたします。

○教育部長

事業期間の明示の仕方、課で項目ごとに終了年度というものがある程度目標がわかっているもの、予定されているものは明示したいと思うのですが、いつまで続くのかわからないというのは事業年度とかで期間とかいうのは表示しないとか、そういったことも、検討して、するしないというのは任せていただければいいかなと思います。

○委員長

期間を設定することが難しい問題は、それはもうすとか、不可能だと思います。それを分けて、できるものとできないものをわけていただくと、理解がしやすいかと思います。再度よろし

くお願いいたします。  
ほかにございませんか。

○島津委員

10ページの学校教育の充実、学校給食の食育の観点のところに、質問というよりはお願いごとになりますが、食育といった場合、当然、いろいろなことを知るのでしょうけれども、都城の場合、これだけ一次産業がすごく、鶏、豚、牛日本一とか、野菜がそれなりにとれるわけですから、地産地消の観点と都城はそれなりに独特の食習慣があり、ここの地域独自の伝統もあろうかと思っておりますので、そういうことも念頭に置いて、角度として入れ込んだというような教育をしていただければと思っておりますので、お願いしたいと思います。

○学校給食課

地産地消については、今言われたように、なるべく地元のものということで、使用するということで頑張っておりますけど、ただ、量が入らないとか、季節が違ふとか、規格が揃わないとかいうことがあります。ちょっと難しい面もあるのですが、できるだけそのようにしたいと思っております。

地場の給食、今おっしゃられた郷土料理についてもメニューの中に今も入れておりますけども、例えばがねとか取り入れております。今後も入れていきたいと思っております。

○教育部長

今の地産地消の件についてですが、毎年職員の事業目標、評価システムの中で、各給食センターの所長は、地産地消の達成率というのをそこを目標として、毎年度しております。各それぞれの各センターごとに、当然、供給できる地場のものというものが地域性もあつたりするものですから、多少若干違うものがありますが、今、県が品目によってという文言があるのですけれども、本市は、豚、鶏、牛とか、そういったもので例えば、価格レベルで何%ぐらい進めるのか、そういったものも実は目標値を決めておりますので、そういったものの項目の重点目標のほうに各センターごとに上げていったほうが、さっき委員がおっしゃいましたけれども、そういった感じで追加をしていければ、かえってわかりやすいのかと思うところです。

○赤松委員

学校給食センターのほうを説明いただいたのですが、老朽化により給食の安定供給に支障を来たすおそれがある品物を交換していきますよというご説明でしたよね。そのとおりだと思いますが、設備については、一応、基本的に何年ぐらい活用しますといった耐用年数みたいな、そういうルールとか、決まりとかいうのがあるのでしょうか。余り我慢して使いすぎると、結局、設備そのものの老朽化が異物混入の原因になって、破損したものが食材に入ってしまうおそれも当然考えられると思っておりますので、その辺のあたりの案がございましたら、ご説明していただければありがたいのですが。

○学校給食課

具体的に何年というのは決まっていないと思います。ただ、建物ですので耐用年数がありますので、それらの期間しか使えないというふうにはなっていると思います。前の給食センターが昭和47年でしたので、35年ぐらいだったと思うのですが、前のセンターでは。

○赤松委員

例えば、食缶とか、そういったものもそんなに長いこと使うのですか。

○学校給食課

それは随時替えていきます。

○赤松委員

私がお尋ねしたいのは、修繕、修理、整備計画でいろいろなものを取り替えますよということをごに上げておられますけれども、そういうものについての使用期間、基本的な標準使用期間みたいなものがあるのでしょうかということなのですか。

○学校給食課

おおむね、大体、業者のほうからそういうものについては、耐用年数は何十年ですというものはしております。

○赤松委員

例えば、キュウリを裁断するような刃物のついた機械とかございますよね、あれは1個欠けてもどこかに入ってしまうわけですよ。そうすると、食材そのものを異物を発見するために全部捨てなければならぬみたいになりますので、そういうものを余り大事に使いすぎないで、ある程度安全性を考えれば、耐用年数みたいなものがあって、早めに事故が起こらないよう交換していくような、そういうことを考えているのかなとことがあって、お尋ねしました。

○学校給食課

本体のほうは別として、言われるような、刃についてとかというものについては、耐用年数を短くして、そういうことが出ないように、順次替えてはっております。

○教育部長

年間計画というか、年次計画は作っていますか。

調理器具とか、あるいは、入れ物とか、あるいは食缶とか、食器類も、もう毎日のように壊れていますので、当然、毎日使うものはそうですし、おっしゃるように、調理器具とか、部品とか、そういったものは、一応どのくらい耐用年数は、年次的にはセンターごとに一覧は作っております。

○赤松委員

ありがとうございました。

○委員長

ほかにはありませんか。

○島津委員

図書館の関係でちょっとお尋ねをします。基本計画のところの11ページから12ページにかけて、誰でも、いつでも、どこでも図書館ということで、図書館分館の設置というのがありますが、多分、分館の設置はなかなか大変だと思いますので、ちょっとくれよん号関係であえてお伺いしたいのですが、くれよん号みたいなサービスが本当はもっと台数があればいいのになとか、もっと本がいっぱい詰める車体だったらいいのになという気持ちが私はあるのですが、そこら辺は今後、何か検討していくような機会なり、構想としておありかどうかはまず1点です。ついでに別の図書館へのお尋ねですけれども、富松良夫創作詩コンクールは、本年度まで事業を取り組むとお伺いしておりますが、前、別の席でもちょっとお話ししたと思いますけれども、現状、成人の応募者が少ないということで、東の宮沢賢治、西の富松良夫というのであれば、やはり、その名を知らしめるために、ちょっと継続事業するなら全国レベルに募集をかけるぐらいしてもいいのではないかなという気もするのですが、ちょっとそこを28年やるとすれば、次のタームになると思うのですが、そこはどうでしょうということでも2点お尋ねです。

○図書館長

くれよん号については、今、出しているくれよん号は19年目に入っていて、もう更新の時期に入っております。事業計画の中では、更新の計画の起案をしているところなのですけれども、来年でも20年ということで、また、市政10周年ということになりますので、市長のほう

からも指示事項として、くれよん号のさらなる活用の仕方について検討してくれということが出ております。実際、くれよん号については、NPO法人の方が運転されて、各市内の小・中学校を回ってくださるのですけれども、スタッフが4人で一台のくれよん号をフル活動している状態です。今しているように、当然市内の活用になれば、2台にして、人員も増やしてが山々なのですけれども、とりあえずは今のくれよん号の更新と活用方法、もちろん、学校に行って、貸し出しとかはもちろんなのですけれども、それ以外にも何かイベントなんかで子供たちが集まってくるような、新しいくれよん号の活用ができないかということで、検討しているところです。

それから、もう1点、富松良夫創作詩のほうなのですけれども、今日この後、富松良夫の募集案内の報告ということで、また審議してもらうのですけれども、今、おっしゃるように、なかなか一般の募集が少ないということで、今年は応募期間を今まで7月からの募集にしていたのですけれども、これを1ヶ月早めまして、6月から期間を延ばしたところです。

あとは、全国の方ということは、今のところ県内の方と曾於市まで含む鹿児島県ということなのですけれども、今後、予算的なものもありますので、広げることができれば、また、事業で財政課のほうに上げたいと思っています。

○島津委員

今年度、また実績とか見て、来年度からの新しい事業を考えられる時に、念頭に置いていただければと思います。

○教育長

ちょっと関連して、公募の雑誌がありますよね。全国の公募を載せている、色々な公募だけが載っている雑誌があるのですけれども、そういうものには今度のものは載っていますか。

○図書館長

公募の基準が県内なものですから、これが全国区公募であれば考えられますが。

○教育長

その雑誌に載せると、それが県内であっても一応、宮崎県の都城でこういうことを公募している、公募は宮崎県内に限るということであるということで、それは多分、ただではないかと思うのだけど、お金がいるのですかね。あれに載せれば、都城でこんなことをやっているのだというようなことがわかって、問い合わせがきたりする可能性はありますよね。その時のキャッチフレーズで、南の宮沢賢治とどこかに書けば、そんな人がいたんだということだけでも違いますよね。だから、そういう公募雑誌があるので、そこをちょっと調べてもらって、いわゆるただであれば、載せてもらえばいいのではないのでしょうか。そうすれば、宮崎県都城の宣伝にもなるし、知らなかった人が、そういう人がいるのですね、調べてみようかということにもなるので、それに載せるというのも一つの手かなと思います。ちょっと調べてみてください。

○委員長

関連して、富松良夫の事業を立ち上げた時からの富松良夫顕彰員という立場で補足して言わせていただきます。よろしいでしょうか。

この事業を立ち上げます時は、まず、都城の人に知っていただくということが理念だったので。選考の小・中学校の先生方にも知っていただくということで、小・中学校の先生方に選考員を当然やっていただくというふうに思っていたわけなのです。ところが、先生方ちょっとお忙しい方ということもありまして、顕彰員が選考員を引き受けて、ただいま6回目までやってきたのですが、今年は、今、全国にというご意見があったのですが、一応、最初は市内だったものを、一般だけを県内に広げたのです。県内とそれから曾於市と広げたのですが、それで、選考員をちょっとでも選考員を通じて、広がっていくほうがいいのではないかということで、今年から、宮

岐阜の詩人、県詩の会というのがあるのです。詩を書かれる方たちの、その中の二人に選考を頼みまして、そしてかつ、広まると同時に、地元にもう少し先生方にも、都城の歴史と人物という文化財課で作っていただいているテキストとの絡みもあって、先生方にもう少し認知していただくということで、今、まだ決まっているかどうかわからないのですけれども、先生方に選考をお願いするという形のように推移している状況なのです。

全国でいうと、結局は予算の問題で、表彰式には全国から出席していただく旅費とか、ただ、入賞作に賞金なり、これは図書券なのですが、そういったものを送って済めばそれで簡単なのですけれども、一応、入賞者の方が当日、出席できない方もあるのですが、一応は図書館に来ていただいて、その方々の自作の詩を朗読していただくという、そういった意味合いに、今、軸足を置いているような状況なのです。それではやはり、全国に広がっていくということに対してはどうかということとは絶えず、図書館の方とは、自分たちもそれをバックアップしている立場なのですが、一応そのことは、いつも議論になっているのですが、今のところの予算では、県の選考員の方を頼むのもぎりぎりというような状況であります。補足なのですが、現状ご理解いただくことで、補足させていただきました。以上です。

○教育長

もう一つ参考の意見として申し上げますが、私の現住所はここなのだけど、前の住所のある福井県坂井市という町がありまして、そこに丸岡町という町があります。丸岡城というお城があるのですが、その城主だった本多という人がいて、その人が一筆啓上「お仙泣かすな 馬肥やせ」という文章を書いて、妻に手紙を送ったという話があるわけです。その日本一短い手紙コンクールというのをやっているのです。その丸岡町というのはまさには1万人ぐらいしかいない小さな町ですけど、丸岡城という日本で一番古い天守閣が残っている町なのです。そこがそういうコンクールをやっています。それは全国レベルでやっているから、そこに問い合わせると、全国から何千、何万通集まってくる作品をどのように処理をして、どういうふうにやっているかというのが、小西先生がおっしゃったようなことのさばき方みたいなものがわかると思うのです。だから、いきなり全国に広げる前に、そういうことを参考にしながらやられたらどうでしょうか。そして、公募雑誌などに、県内だけですと限定つきで載せてもらえば、南の宮沢賢治というキャッチフレーズに飛びつく人がいると思うので、詩の効果というよりは、まずはそういう人が都城市に居るのだということを知ってもらおう。次に、今のようなことで、どういう手間がかかって、どうなっているか、審査員等どういうふうに行っておられるのかというようなこともちょっと参考に調べてもらおうといいかもしれないです。

○委員長

ぜひ、発信をよろしく願いいたします。

目指すのは、本当に全国なのです。

○教育長

すごく有名になったのです。一筆啓上、日本一短い手紙コンクールというので、雑誌が出ますので。

○委員長

ほかにございませんでしょうか。

○赤松委員

空調設備を学校の現場に備えておられるということはよくわかりました。小学校は完了してしまいうということですが、中学校は平成29年度に100%完了しますということですが、あと何校ぐらい残っているのですか。

○教育総務課長

中学校はあと2校残っています。

○赤松委員

ありがとうございました。

すばらしい環境で読書ができる、教育相談ができるようなそういう施設ができることを期待しています。

○委員長

あとよろしいでしょうか。

図書館にお尋ねいたします。誰でも、いつでも、どこでも図書館サービスを受けられるように、6ページですね。市全域にわたる図書サービスネットワークを構築しますというところなのですが、これも、これは具体的には、くれよん号なんかも含まれるのですが、サービスネットワークというものをご説明いただけますか。

○図書館長

合併して、総合支所もあるのでありますが、各総合支所にも図書室あるいは図書館がありますので、4図書室館との相互対策という形で、去年、高城は分館という形になっておりますけれども、現在もあとの高崎、山田、山之口については、地域振興課の管轄というようなことでやっているのですが、4館に関しても相互できます。どこで借りてもいいし、本館でも図書を高崎で借りてもいいし、また、返却もどこでもできますよというようなことです。

○委員長

そういうシステムのことなのですね。わかりました。

ありがとうございました。

それから、美術館にお尋ねいたします。

30ページあたりなのですね。成果指標というのを前各企画で上げていただいているのですが、満足度A評価というのを70%以上、ほか歴史資料館では現状が70.9%を75%にとり、島津邸では80%とか、色々な満足度の指数を上げていただいておりますが、これは70%という数字の根拠として、従来の満足度というのはどのくらいですか。前年度、過去の企画では。

○美術館長

各特別展、市美展等を開催します時に、展示内容、作品の質等のアンケートをそれぞれ独自に作っております。その中で、良かった、悪かった、それほどでもないというような項目をそれぞれ作りまして、その良いと書かれた方のパーセンテージが大体7割を超えるところを目指すというところで資料には上げておりますが、主にこれまでの実績でいけば、大体65から70ぐらいが平均したところかなと思うので、そういうことで70%以上ということになっております。

○委員長

わかりました。

私も鑑賞させていただいた時に、アンケートというものを大体出したりしているのですが、やはり、設問の内容というのを大体決まっていますよね。だから、実態を掴むためのもう少し色々な角度からの設問というのを工夫していただいてもいいのかなという気がいたしております。どういうふうにと具体的な案を持っているわけではないのですが、大体、コンサートでも行くと、もうほとんどスタイルが決まっているように思うのです。それなりにわかるわけですが、そういう側面ではないところの文章にすると集約がとても大変だと思うのですが、もう少し、色々な角度からの設問があると、答えるほうも緊張感があるかなという気が、従来のスタイルですと、何となく丸して、Bかな、Aかなというような感じなのですが、本当にお客の意識

を生かそうというためには、もう少しそれをどのようにという案を持っているわけではないですが、工夫していただければいいのではないかと思うところです。これは島津邸でも、資料館でも、ここに満足度と出していらっしゃるところでは共通する点かなと思っています。希望なのですけど。

○美術館長

アンケートに関しては、設問が余りにも複雑になったり、質問数が増えたりすると、今度は回答率が下がります。そうすると、自由記述とかだと、非常に率直な意見が聞けたりするのですが、自由記述にすると回答率が極端に下がるということもありまして、できるだけ多くの方に書いていただこうと思うと、簡単な設問である程度時間をとらずに書けるような内容にしないと、なかなか回答率が千人入った中で百人も回答されていないという状況もあって、なかなかその設問の内容と自分たちが欲しい内容とのちょうどいいところというか、その線をつけるのはなかなか難しいところです。これはまた今後検討をしていきたいと思っています。

○委員長

その接点みたいところをちょっと考慮してみていただければと思います。  
ほかによろしいでしょうか。

それでは、議案第7号、ちょっと一部保留というか、再検討していただく点がございましたが、これで決定させていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長

報告第22号と議案第12号です。スポーツ振興課副課長よろしくをお願いします。

○スポーツ振興課副課長

報告第22号についてです。臨時代理した事務の報告及び承認についてということで、都城市学校体育施設開放運営委員会委員の委嘱についてです。

学校の体育施設を市民の体力作り及びレクリエーション活動に利用するために、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を開放しております。都城市立学校体育施設開放に関する規則の第3条に、運営委員会の委員は学校代表、地区体育協会等役員となっており、今回、運営委員の学校長などが定期異動となったために、平成28年3月まで委嘱者一覧表のとおり委嘱をするものでございます。

続きまして、議案第12号です。中郷市民広場の一部の行政財産の用途廃止についてであります。

居宅で養護を受けることの困難な高齢者を受け入れております養護老人ホーム望峰園の改築が行われました。その際、改築した居室の窓と中郷市民広場駐車場の境界のフェンスとの距離が狭いために、隣接する中郷市民広場駐車場の植栽部の一部土地の譲渡のお願いがあったものでございます。

図面があるとは思いますが、こちらの図面になります。その図面をご覧いただければわかると思いますが、該当部分の三角の黒い部分でございます。この植栽部について中郷市民広場駐車場には全然影響がない部分であります。これで説明を終わります。

○委員長

それでは今報告第22号と議案第12号についてお尋ねはございませんか。

○島津委員

議案第12号についてですが、ちょっと確認なのですけれども、この図面の網掛け部分は今は市有地だけれども、望峰園さんが占有して使っているということなのではないでしょうか。今時点でも、今現状としては。

○スポーツ振興課副課長

現状としては、一応植栽になっておりまして、その植栽の部分を向こうのほうで購入をしたいと。

○島津委員

その植栽の部分は、市のほうで管理していると。今回は、財産用途廃止ですから、廃止して、実際の譲渡の件については、市長の許可か何かで。幾らというのは議案ということで。

わかりました。

○委員長

議案第12号についてのご質問でしたが、そのほかありませんか。

それでは、報告第22号を承認させていただきまして、議案第12号を決定させていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長

議案第18号を高城総合支所地域振興課長よりご説明をお願いいたします。

○高城地域振興課長

議案第18号 都城市高城郷土資料館運営委員会の委員の委嘱についてご説明申し上げます。

高城町にあります都城市高城郷土資料館を平成4年3月に開館いたしまして、地域及び市文化を紹介する考古資料や歴史資料、民俗資料などを中心に展示して好評をいただいております。この資料館の運営状況や企画展等に関する年間の事業計画につきまして協議していただく目的で、高城郷土資料館運営委員会を設置しまして、4名の方に委員を委嘱しておりますが、今回、委員の一人であります塩水流忠夫氏の死去に伴いまして、後任として別所宏氏に対し、委嘱を行うものです。

議案第18号関係資料をご覧ください。

履歴が載っておりますが、別所宏氏は、高城郷土資料館副館長の経験もあり、地域の歴史、文化に対し、非常に造詣の深い方でございます。任期は、都城市高城郷土資料館条例の規程により、塩水流氏の在任期間である平成28年8月31日までとなっております。

以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

○委員長

ご質問はよろしいでしょうか。

それでは、議案第18号を決定させていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長

報告第23号、報告第24号、議案第13号、議案第14号を生涯学習課長よりご説明をお願いいたします。

○生涯学習課長

それでは、生涯学習課の報告、議案についてご説明いたします。

まず、報告第23号 平成27年度都城市成人式開催要項の制定についてご説明いたします。

これは成人式の開催要項ですけれども、これにつきましては、単年度での制定となっております。主な変更点につきまして、平成27年度につきましては、新成人を祝う期間を平成28年1月4日から1月11日までとしております。この期間の中で、開催について、各地区の実行委員会で検討していただき、決定することとしております。

なお、地区によりまして、毎年恒例として1月3日に開催しているところもありますので、今回但し書を附記しまして、地域や会場となる学校との合意形成を図った上で柔軟に対応できる内容としております。参考資料としましては、1月の曜日が同じであった平成21年度の開催状況

やアンケート、結果等を添付しております。おおむねは、昨年平成26年度と平成21年度を比較しますと、大体80%を超えるような参加状況ということで、日にちによる影響というのはそこまでなかったように思われますので、あとは実行委員会のほうにお任せしたいと思っております。

続きまして、報告第24号 臨時代理した事務の報告及び承認について、放課後子ども教室、教育活動サポーターの委嘱についてご説明いたします。

都城市放課後子ども教室推進事業実施要綱の第10条の規程に基づき、新たに教育活動サポーター1名の委嘱につきまして、別紙のとおり、臨時代理したことについてご報告し、承認を求めるものでございます。これによりまして、本年度は、コーディネーター3名、教育活動推進員5名、教育活動サポーターが1名増えて、17名の合計25名により事業を行うものでございます。任期は、平成27年4月24日から平成28年3月31日まででございます。

続きまして、議案第13号 都城市教育委員会社会教育功績者等表彰要綱の一部改正についてご説明いたします。

これは、平成27年度の行政組織見直しによりまして、各地総合支所におきましては、社会教育の場に係る事業の所管課が教育課から地域振興課に変更になったことに伴い、都城市教育委員会社会教育功績者等表彰要綱の一部を改正するものでございます。

具体的には、別紙新旧対照表のとおり、別表で定める都城市社会教育功績者等選考委員について、各総合支所の教育課長を地域振興課長に変更するものでございます。

続きまして、議案第14号 都城市放課後子どもプラン民営委員会設置要綱の一部改正についてご説明いたします。

これにつきましても、平成27年度の行政組織見直しによりまして、放課後児童クラブの所管課が福祉部子ども課から福祉部保育課に変更になったことに伴い、都城市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱の一部を改正するものでございます。これにつきましても、別紙新旧対照表のとおり、第6条第3項について、子ども課長を保育課長に変更するものでございます。また、第1条の中で、本来であれば、放課後子ども教室推進事業とすべきところを、おそらく法規システムに登録の際の入力誤りと思われるのですが、放談後子ども教室推進事業となっていたので、あわせて改めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長

ありがとうございました。ご質問はありませんか。

不勉強なのですが、福祉部保育課、子ども課が保育課になった理由というのを知らないのだけれども。

○生涯学習課長

これは、子ども課が保育課になったのではなくて、事業そのものが子ども課から保育課に移管されたということで。

○委員長

これはどういう理由で保育課に変わったのですか。

○教育総務課長

子ども子育てプラン、子ども・子育て支援法、国が新たに子ども・子育て支援法を定めまして、保育上の在り方を含めて、放課後の子どもの在り方というものを計画の中でうたい込むようになりました。それから、保育所、幼稚園を一体化して、放課後の子どもの居場所というのを保育課に、子ども課と保育課とではなくて一体として考えるとすれば、保育課に移管したほうがいいの

ではないかということで、福祉部のほうで整理をされたものであります。

○委員長

わかりました。ありがとうございました。

ほかにありますでしょうか。

それでは、報告を承認させていただきまして、議案を決定させていただきます。どうもありがとうございます。

○委員長

報告第25号、報告第26号、報告第27号、報告第28号、4件を文化財課長よりご説明いただきます。

○文化財課長

それでは、報告第25号とあわせまして報告第26号が一緒でございます。都城市歴史資料館条例及び規則、あわせまして一部を改正する条例と規則の制定でございます。

これは、県外の旅行業者がクーポン契約というものを行っております。施設と旅行業者とを結ぶものでございますが、都城島津邸のほうは開館当初からクーポン契約ができるような条例等にしておりまして、6社ほどクーポン契約を結んでおりますが、この度、歴史資料館のほうにツアーの申し込みがありまして、佐賀のほうの業者からです。その中で、歴史資料館のほうは現金でしか取り扱っていないということでしたので現金となっておりますが、その中にクーポン契約と現金支払いという項目がありましたので、クーポン契約をしておればクーポンでの取り扱いができるということがありました。この際、条例及び規則をクーポン契約ができるようにということで、島津邸の条例に習いまして、改正をしたところでございます。

今まで、歴史資料館の条例は前納主義でございました。前納しかだめだということでしたので、一応、島津邸の条例がクーポン券を後納と規程しておりますので、後納という形でできるように改正をしたところでございます。

条例のほうは、一部を改正する条例が第7条を資料館に入館しようとする者は別表に定める入館料を納付しなければならないということで、別表のほうを定めて変更しております。改正しております。新旧対照表がついておりますので、そのような形で改正をいたしております。基本額については変わっておりません。規則のほうは、今まで条項がありませんでしたので、島津邸の条項の文言を少し変えましてそのまま使っております。これが第6条として入りまして、入館券の交付等という形で入りまして、そして、旧6条以降を7条以下にしたものでございます。これによりまして、クーポン契約を可能としたものでございます。

以上が、報告第25号と26号でございます。

続きまして、報告第27号 都城の歴史と人物活用アンケート調査結果でございます。

先ほど、教育基本方針の中でもご説明申し上げました都城の歴史と人物、いわゆる歴史副読本の配布について、活用についてのところで報告申し上げました。これを一年間かけまして活用していただいた結果について、各小・中学校にアンケート調査を実施しております。その結果をまとめたものでございます。

その結果、55校の小・中学校のうち39校、パーセントにいたしますと70.9%が利用していただきましたということで、昨年度と比較いたしますと、若干10%ちょっと下がっております。ただ、小学校のほうでは下がっておりますが、中学校では33.3%から50%と増加しております。これにつきましては、小学校は複式授業を採用している学校がございまして、そこは1年おきに歴史の授業をやっている関係がございまして、昨年度の平成26年度は歴史の授業がなかったということも含まれております。

主な活用内容につきましては、社会科だけではなく、国語、それから、平和学習、いわゆるゆとりの時間、こういったものでも活用していただいているところが増えております。特に、今年度は戦後70年ということで、平和学習等の要望もあります。今年度は、ちょっと平和学習のほうが増えるのではないかと考えております。別紙のほうで、アンケート集計結果、そして、別紙1が調査の内容でございます。以上報告第27号でございます。

続きまして、報告第28号 遺跡紹介ソフトDVD活用アンケート調査結果でございます。これは、今、お配りいたしましたDVD、これは昨年度末に作りまして、今回配布したものでございます。それ以前作りまして遺跡紹介ソフトDVDが4点ほどございます。むかしむかしの都城ダイジェスト版古墳時代編、古代編、弥生時代編、そして、ふるさとぶらぶら遺跡マップ、そして、大島島田遺跡パンフレット、こういったものを使っていたかどうかの調査でございます。

それによりまして、小・中学校55校のうち26校で活用していただいた。38.1%につきましては、昨年とほぼ同じ、大体同じぐらいということでございます。これにつきましては、なかなか利用しづらいというところもございます。一応、検討委員会、学校の先生等に集まっております。どういふふうにしたら活用していただけるかということも検討しておりますが、なかなか現場では活用がしづらいということで、この活用状況になっているものと思います。ただ、出前授業等で文化財課のほうで担当の者がこのDVDを使いまして、子どもたちに見せておりますので、そういったところでそういうふうな活用をしていただければということで、学校の先生たちにも使い方につきまして、広く広報といえますか、お知らせをしていきたいと考えております。一応、アンケート集計の結果が後についております。そして、調査表もつけております。なかなか利用状況が上がらないということもありますが、ますますPRをしていきたいと考えております。

今お配りしたDVDにつきましては、歴史読本、6年生に配布するものとあわせまして、今年度の4月初めに各小・中学校1枚ずつ配布をいたしております。

以上、4件の報告でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○委員長

ありがとうございました。

例えば、報告第28号、DVDの活用率が低い理由が、パソコンやテレビなどの周辺機器が必要になるため、授業で活用しづらいということがあるわけですが、それは仕方がないとして、引き継ぎがうまくいっていないというのはとても残念だと思うんですね。こういうすばらしい資料をいただいた時だけではなくて、ずっと学校内で大切に引き継いで活用していただくということがとても大事ではないかなと思うところですが、校長会なんかの時に、こういうPRというか、ご紹介されますよね。その後、やはり大切な扱いというようなことも時々、それぞれの先生方にお伝えすることは難しいかもしれませんが、校長先生などにお伝えしていただきたいと思えます。どういう機会があるかわかりませんが、それから、歴史副読本も同じようになくしたとか、引き継ぎが行われていなかったということはとても残念なことだと思います。周辺機器がないというのは仕方がないかもしれませんが、ソフト面でというか、そういう努力も必要かなと思えます。

#### ○島津委員

そういう意味でいうと、こういう今まで発行したもの、作ったもののリストをA4の紙1枚ぐらいでいいと思うのですが、それを年度当初に学校に1枚送りつけば、これがある、これはないとか、もし余力があれば、何について紹介してますぐらいのことを書いておくと、なくし

たかなくしてないかも含めて、関心を持っていただけるかなという気もしますけど。

○文化財課長

一応、毎年、埋文活用のしおりというのを作っております、それに教育長は一応色々と扮装をしていただきまして、今年は大島島田遺跡にいたであろうという役人の衣装を着ていただいて、お配りしたと思いますが、その後のほうに、教材一覧をつけております、そこにDVDとか、パンフレット類、リーフレット類も全部、こういったものを出しておりますのを載せておりますので、それを各小・中学校全部配布して、校長会、それから教頭会のほうでも説明をしておりますので、その辺は伝わっているのではないかと思いますのですが、なかなか異動等で引き継ぎがされていないというのが現状だと思います。

それと、子どもたちにちょっと6年から中学校に上がる時に、家庭にうまく伝わっていないのかもしれないですが、小学校の教科書の処分と一緒にあわせて処分してしまうという子どもたちもあるようですので、そこら辺をきちんと家庭に伝えていただきたいということで、今年度は年度当初の配布の時に、文書でお願いをしております。

○委員長

わかりました。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告の4点を承認させていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長

それでは、報告第30号、それから議案第17号を都城島津邸館長よりお願いいたします。

○都城島津邸副主幹

申し訳ありません。今日は館長が所用で欠席いたしております。申し訳ありません。代理で米沢でございます。ご説明申し上げます。

まず、報告第30号 平成27年度都城島津邸伝承館企画展「薩摩のものものふ 薩摩藩都城武士の生き方」開催要項の制定についてご説明申し上げます。

毎年行っております、年に1回行っております企画展でございますが、今年度も開催ということで、今日お願いするものでございます。展示の趣旨といたしましては、薩摩の武士、江戸時代の武士というのが非常に武士道に則って生きていたということがございます。それに本当に乗っかって、薩摩のものものふたちもどのように生きていたのかというようなことを探っていこうというものでございます。それをストーリーに沿って、展示資料によってご紹介するものでございます。会期につきましては、平成27年7月4日から10月12日、月曜日まででございます。会期の日数は87日間というものでございます。観覧料につきましては、後ほど、本宅につきましては、ご説明申し上げます。

主な展示資料といたしましては、鹿児島県立図書館のほうから幾つか資料をお借りしてまいります。あとは、当館の所蔵資料にてということになっております。

関連イベントといたしましては、記念講演会というものを今のところ計画をいたしております。日程についてはまだ未定でございますが、一応、ここには予定の期日を入れてございます。報告第30号につきましては、ご説明以上でございます。

続きまして、議案第17号 平成27年度都城島津邸伝承館企画展の観覧料についてご説明申し上げます。

平成27年度企画展 薩摩のものものふ展におきます観覧料につきましては、一般大人が210円、大学・高校生が160円、中・小学生が無料ということにいたしたいと思っております。かっことにつきましては20名以上の団体料金となっております。参考といたしましておつけしてお

りますのは、これまでの企画展と同様の観覧料の設定にしたいということで、この参考資料をお付けしております。議案第17号につきましても以上でございます。

○委員長

では、報告と議案を含めてお尋ねありましたら、よろしいでしょうか。

○委員長

ほかにお尋ねありませんか。

それでは、お尋ねがないようですので、報告第30号承認させていただきまして、議案第17号を決定させていただきます。

○委員長

議案第16号を美術館長よりご説明いただきます。お願いします。

○美術館長

議案第16号です。都城市美術展実行委員会設置要項の第4条の規程に基づきまして、次の方を第62回都城市美術展運営実行委員会の委員に委嘱するものです。本年度の市美展の会期は9月19日から10月4日を予定しております。60回展、平成25年度から新たな表現等に対応するために従来の絵画、写真、書、工芸といった4部門を統合しまして、平面、立体という形で、総合的な観点から審査をするという形にしております。

委員につきましては、それぞれの分野ごとにばらつきがないようお願いをしております。

区分のところの括弧の数字は、これまでにお願いした年数を表示しております。長い方では41回、41年間委員をされている先生もいらっしゃいます。委員20名のうち、18名が再任、新任が真ん中から早川直己さん、富士崎力さん、お二人が新任となっております。新任のお二人の略歴につきましては、資料を添付しておりますので、そちらをご覧ください。このお二人については、新しい表現に対応するということで、映像、コンピュータグラフィックス、インスタレーション関係の方ということでお願いしております。以上です。

○委員長

ありがとうございました。お尋ねはいかがでしょうか。

それでは、議案第16号を決定させていただきます。

○委員長

それでは、報告第29号、議案第15号を図書館長よりご説明いただきます。

○図書館長

報告第29号 平成27年度第5回富松良夫賞創作詩コンクール募集要項について、ご説明いたします。

募集要項をご覧ください。郷土の詩人である富松良夫を顕彰し、都城市民をはじめ、広く認知を図り、文芸に親しむ環境をつくり、文芸に優れた人材の育成を養うことを目的として、創作詩を募集します。3番の後援ですけども、このほかに、現在、三股町教育委員会にもお願いしているところです。それから4番の募集資格ですが、一般の部は宮崎県民及び曾於市内在住の方、児童・生徒のほうは、都城市及び三股町内の小・中学生を対象としております。募集期間ですが、6月1日から9月8日と多くの方に応募してもらうために、昨年より1ヶ月早く募集を始めます。8番の入賞者表彰は、11月14日土曜日を予定しております。一般の部、児童・生徒の部の個人賞と団体賞として、学校賞もあります。

続きまして、議案第15号 都城市立図書館協議会委員の委嘱について説明いたします。

申し訳ないのですが、資料の差し替えをお願いします。

図書館協議会の委員の任期は2年ということで、昨年の7月の定例委員会で議案を提出したと

ころだったのですけれども、今回、委員に欠員が生じたため、別紙のとおり、補欠員を委嘱するものです。ただいま配布しました図書館協議会委員退任届け書をご覧ください。今回退任される方は、沼口静子氏で、図書館等でお話会等の活動をする団体 都城おかしむじ会の代表をされております。平成26年度をもって団体のほうが活動中止ということで、退任されるものです。

続きまして、議案関係資料をご覧ください。ここに22号と書いてありますけれども、これは15号の間違いです。新しい委員として、この2番の補欠員のところに書いてありますけれども、NPO法人本の杜ゆうゆうの副理事の鬼東美知代氏に委嘱するものです。ご存じのように、本の杜ゆうゆうは、図書館の窓口業務を平成23年度より委託している団体です。委員の任期です。任期は平成26年9月1日から平成28年8月31日までですが、補欠員の任期は委嘱の日から平成28年8月31日までとなります。

以上で説明を終わります。

○委員長

ありがとうございました。お尋ねはありませんですか。

本の杜ゆうゆうから協議委員会委員に入られたのは初めてなのですか。

○図書館長

そうですね。今回初めてです。

○教育長

本の杜ゆうゆうは今、一応委嘱されているわけですね。窓口業務は、競争入札みたいな感じでやっているわけですか。それとも、随意契約ですか。

○図書館長

随意契約になります。

○教育長

この辺との関連がちょっと気になったので、協議会に入られるということは、随意契約であってももうほかはないからということですか。

○図書館長

最初の経緯が、平成23年度からNPO法人を立ち上げたのですが、どちらかという、それまで嘱託で窓口業務をされた方を法人の立ち上げということで、行政主導で立ち上げた経緯がございまして。今、25名のスタッフなのですが、司書の方が80%ということで、ほかにはなかなかそういう団体はいらっしゃらないということもあります。

○教育長

そういう公平性とか色々問題になってくると、ちょっと気になったところなのですが、

○図書館長

今回は、昨年度は新図書館の基本計画ということだったので、今月中に議会で、勉強会で報告ということなのですが、本年度は実施計画ということで、具体的なレイアウトの設計とかになりますので、どうしても図書館で今実務をされている方から、一人は入ってもらったほうがいいのかなというようなこともあったのですが、

○委員長

ほかにありますでしょうか。

今、本の杜ゆうゆうからのメンバーということで、実務の詳しい方がおられたほうがいいという図書館のご説明ですが、よろしいですか。わかりました。

それからこれはちょっと違う質問になりますが、都城おかしむじ会というのが拠点を失いというふう届け出で書いてありますけど、解散されたということなのですか。

○図書館長

団体の活動中止等は伺っているのですが、おかしむじ会としては活動されないというようなことです。

○教育長

理由がちよっとよくわからないのですが、拠点を失いと書く必要があるのでしょうかね。

○委員長

それでは、報告第29号よろしいでしょうか。

承認させていただきまして、議案第15号を決定させていただきます。

○委員長

学校教育課長に報告第21号、議案第8号、議案第9号、議案第11号をご説明いただきます。よろしく願いいたします。

○学校教育課長

それでは、報告第21号です。臨時代理した事務の報告及び承認についてですが、平成27年度都城市エキスパートティーチャーの認定についてです。平成27年度、本年度都城市エキスパートティーチャーとして、3名そこにありますが、祝吉小学校の大牟田指導教諭、それから、小学校の社会科、小・中学校の音楽で高城小学校の長沼教諭、そして、中学校の理科ということで、笛水小・中学校の大峯教諭の3名も4月21日に認定式で委嘱して、認定をいたしましたので、ご報告いたします。よろしく願いします。

続きまして、議案第8号です。平成27年度都城市教育研究所研究員の委嘱についてです。

平成27年度都城市教育研究所研究員としまして、お手元に名簿があるかと思いますが、南小学校土田教諭、大王小学校肥後教諭、肥後裕二郎教諭です。今町小学校肥後高史教諭、山之口小学校山下教諭、麓小学校小山田教諭、高城小学校溝邊教諭、石山小学校の河村教諭の小学校が7名、それから姫城中学校加祥教諭、妻ヶ丘中学校池田教諭、五十市中学校安田教諭の数学、国語、英語と教科が出ておりますが、中学校教諭が3名の計10名を、今週の5月14日に研修所の開所式で、委嘱の予定でございます。議案として提出いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、議案代9号です。平成27年度学校運営協議会委員の委嘱についてです。

学校運営協議会は今年度3年目を迎えました。各学校運用協議会の各学校の委員について、別紙にございますとおり、4月27日までに学校から推薦がありました。279名について、本日付で委嘱をしたいと考えております。

なお、訂正等をお配りしてありますが、160番の荒神稔委員につきましては、削除していただいて、そこに元山田小PTA会長の川野賢一さんが入りますので、荒神稔さんはその3つ上の156番で既に、だぶってしまいまして申し訳ありません。訂正をよろしく願いいたします。これにつきましては、42校の学校から4月21日付で出てきたものでございまして、今現在も残りの14校が委員が推薦として上がってきておりまして、残りにつきましては、6月の教育委員会で臨時代理した事務の報告と承認で報告をさせていただければということで、5月13日付で279名についてまた、よろしく願いいたします。

最後ですが、議案第11号です。平成27年度都城市就学指導委員会委員及び専門委員の委嘱及び任命についてです。

別紙のとおり、まず、平成27年度都城市就学指導委員会委員として、新たに東小学校の野中校長、有水中学校の日浅校長、そして、教育委員会の谷口教育相談員の3名を新規に、そして、西小学校の石本指導教諭、それから小児科医の児玉先生、発達障がい者支援センターの日高相談支援員を再任という形で委嘱または任命ということで考えております。その下にあります3名に

つきましては、この委員の任期が2年でございますので、昨年度に引き続き2年目ということで、きりしま支援学校等の先生方は継続ということで、今回の対象外になります。

次に、下のほうにあります、平成27年度都城市就学指導委員会専門委員として新たに沖水小学校の井上教諭、西中学校の小森教諭、それから麓小学校森木教諭、南小学校板坂教諭、乙房小学校の大久保教諭、木之川内小学校の平野教諭、そして、丸野小学校の守屋教諭、今町小学校の長沼教諭の8名を新規で任命。そして、残り4名の方を再任という形で日高相談支援員、これは先ほど委員として上げましたが、兼務という形になります。明道小学校の浜田教諭、夏尾小学校の田爪教諭、梅北小学校の大曲教諭を再任として、これが5月22日に第一回の就学指導委員会、そして、専門委員会の会を開いて、新規それから再任として委嘱任命の予定でございます。

以上、委員と専門委員の新規再任の委嘱任命につきまして、議案として提出いたします。任期は2年間ですので、平成29年3月31日までということで、今年度と来年度という形になりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長

ありがとうございました。お尋ねはないですか。報告1件と議案3件について。

○島津委員

去年も伺っているはずなので、ちょっと今更恥ずかしいのですが、議案第11号の任命と委嘱とはどういう使い分けでしたか。

○学校教育課長

任命は確か学校の教職員で、委嘱につきましては、外部の方々ということで、使い分けをしております。

○委員長

私も今までわかっていないのかもしれませんが、議案第8号、教育研究所研究員の先生方は、新しく変わられて、何年という年数があるのですか。一人の方について。

○学校教育課長

1年間です。

○委員長

何年間かおられる方もあるのですね。

○学校教育課長

今回はその名簿にございます大王小の肥後教諭と麓小の小山田というこの二人が昨年に引き続き2年目ということです。残りの8名につきましては、今年度は初めてでございます。

○委員長

そうしますと、ご本人の意思で2年いたり、3年いたり、1年で卒業されたりという形なのですか。

○学校教育課長

一応10名の中で、内訳で5名を学校推薦と、残りの5名を事務局のほうから推薦をしてという流れになっておりまして、学校推薦が5名を超えてくれば事務局推薦を減らしていきますが、まず、自主的にぜひ勉強してみたいというところを優先してということなのですが、今回は4名しか学校推薦が上がってこないで、残り6名を事務局のほうからピックアップしたところでした。

○赤松委員

このエキスパートティーチャー、それから研究委員、学校から手を挙げて希望で上がってくる状況はここ何年間かどうい状況なのということをお聞かせ願えると、非常に負荷がある中でこういうO先生とか、N先生とか力量のある方がいらっしゃいますけど、こういう役割を担って勉

強をさらに加えられていかれますので、将来、前向きなすばらしい教諭として育っていくであろうと想定できますけれども、これまでのエキスパートティーチャー、あるいは研究委員を希望する人数的なものとか、過去状況について教えてください。

○学校教育課長

今年度につきましては、エキスパートティーチャーにつきましては、上二人大牟田指導教諭、長沼教諭は昨年を引き続きでございます。大牟田指導教諭は3年目になります。この二人は継続してまた勉強したいということで、自主的に公募してきております。一番下の大峯教諭につきましては、昨年は半年宮崎大学に研修に出ておりました、ぜひ、その研修で培ったもの等、中学校の理科の先生、小学校の理科の専科の先生方ということの意味を含めて、こちらから推薦をして、了解をいただいたい。研究所もそうなのですが、わずかですけれども、自分から頑張りたいというようなことで応募してこられる先生方もいるのですけれども、今回、半分半分か四割ぐらいかなという感じが、過去もそういう感じです。

○赤松委員

校長先生方のエキスパートティーチャーの研究員に対する受けとめ方、校長はその辺がどうかということをちょっとお尋ねしたいことなのですが、校長が研究員を希望しませんかと言って将来性豊かな見どころがある先生を進めていくような、そういう部分があるともっと希望する先生がたくさん上がってくるのかなと思います、その辺いかがでしょうか。

○学校教育課長

一応学校推薦で上がってくるのは4割程度の先生方は、校長と話をしながら、ゆくゆくは指導主事とか、管理職を目指していくような資質の教諭でございまして、どうかというような形で校長からの誘いかけで、頑張ってみます、ありがたいですというようなそういう前向きに受けとめてもらって挙がってくるような状態です。

○赤松委員

育てる意味で、将来性のある若い職員に校長が進めて、キャリアを形成していく一過程にするみたいなことにすると良いかと思います。

○教育長

全体的にエキスパートティーチャーのほうは、数がどんどん減ってきている状況で、このシステムをちょっと考えようかなと、もう少し変更していこうかなというふうに思っています。次年度以降の課題です。今年度までは一応、一生懸命課長が苦勞してお願いしたところがあるのです。

○赤松委員

N先生なんかは、学校訪問した時に印象に残っています。O先生もずっとまえから、そういう前向きな考えを持っていることはよく知っています。

○教育長

教員が900人ぐらいいるわけです、都城は其中でわずか3人ですから、そのシステムそのもののあり方を考えていけないと思っています。本来は個別の教員の資質の向上を含めて、そういう人が各学校1人位ずついて、それが線になって、各学校の教員の資質を向上させる。さらにそれが全体として面になってというのが、一番いいわけですが、たった3名では、とてもではないけれども大変だということです。ということは、手を挙げにくい、先ほど赤松委員が言われたように、学校の多忙化という問題が色々あったり、色々な問題が背景にあって、何なのかを考えながら、学校の教員の資質の向上のあり方を少し検討していく必要があるかと思っていて、課長とそういう話をさせていただいているところでございます。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、そういう形でまた、内容が充実して発展していくことを希望しております。

○赤松委員

教員の資質の向上に将来的につながっていくように、ご尽力くださいますことを期待します。

ありがとうございました。

○委員長

それでは、報告第21号を承認させていただきまして、議案第8号、議案第9号、議案第11号を決定させていただきます。

12 その他

○6月定例教育委員会日程について

日程 平成27年6月3日(水) 13:30から

会場 委員会室

○総合教育会議日程について

日程 平成27年6月8日(月) 13:30から

会場 秘書広報課前会議室

事務局 総合政策部総合政策課

○五十市地区児童クラブ待機児童解消についての要望について

部長から報告

以上で、5月の定例教育委員会を終了いたします。